

# 報告事項(兼協議事項)

開催日 平成 29 年 3 月 12 日 10:30～	開催場所 日本医師会館
開催回数等	議題項目等 平成 28 年度「警察活動に協力する医師の部会(仮称)」 連絡協議会
報告者 荻荘 則幸	関連部署
<b>議事内容</b> <p>今村 聡日本医師会副会長の挨拶で始まり、内閣府、警察庁、海保、厚労省の担当の紹介がなされた。</p> <p>問題点について、平成 7 年に設立された日本警察医会が平成 26 年 3 月をもって発展的に解消し、日本医師会主導の新しい組織に引き継がれる予定であった。(日医発 1121 号、H26-2-14)</p> <p>しかし、いまだに、その組織も“仮称”の状態であり、全国組織を解消したにもかかわらず、地域ではいまだに、警察本部主導で組織が継続している状態である。</p> <p>この原因は、平成 24 年 6 月に成立した死因究明二法(「死因身元調査法」「死因究明等推進法」)で、平成 26 年 6 月に「死因究明等推進計画」が閣議決定されたものの、後者の法律は 2 年間の時限立法であったため既に同法が失効となっていることが原因である。</p> <p>これにより、国は地方分権の時代であることを理由に、具体的な実施体制は各地方の実情に応じて行うということで、強力なリーダーシップをとることを放棄している。</p> <p>今村副会長の発言では、とにかく新たな法律を早く成立させたい。</p> <p>日本医師会と警察庁は全く接点がない状態であったが平成 27 年 7 月 3 日に大規模災害等における協力体制の協定書を結んだ事で、ようやく、日医もこの活動に努力していくという姿勢を示した。</p> <p>近日中に、日医はまずこの部会の仮称を新たな正式名称にする予定である。</p> <p>同時に地方でも実情に応じて協議会を設置して、ボトムアップで様々の意見を出して欲しいとの事であった。</p> <p>キーワード</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・医師法 21 条の歴史</li><li>・異状死ガイドライン(日本法医学会、平成 6 年)</li><li>・広尾病院事件 → 有罪(21 条)</li><li>・大野病院事件 → 無罪(21 条)</li><li>・外表異状説</li><li>・医療事故調査制度(平成 27 年 10 月)</li></ul> <p>※今後の新潟市医師会としての対応について</p> <p>県医師会、県警察医会、県警察と協力しながら警察活動に協力する組織の必要性について新潟市医師会としても検討すべきかどうか。</p> <p>県内 30 か所の警察署においてはどこも警察医の高齢化が進み、また、警察医の身分補償等の課題や大規模災害発生時に起きる検視・検案に対応する体制を作る事は、喫緊の課題である。</p> <p>県警本部が“医師の一本釣り”ではなく新潟市医師会に推薦依頼をしてきた今回がまさに県警との関係を構築する良い機会である。</p> <p>さし迫ってる新潟市内で 9 番めの警察署である東区警察署(仮称)の警察医確保のためにも、また、現在、警察医活動を行っている会員医師の負担軽減、待遇改善のためにも市医師会として今後の方向性について県内の“雛型”になるよう活動してはどうか。</p>	
添付資料 (有)・無 (レジメを添付して下さい)	
資料タイトル	
問題点等	